

平成29年度 第1回 美しい県土づくり推進委員会

- 議事録 -

日 時：平成29年9月25日（月） 午前10:00～17:00

場 所：広告景観賞の応募広告物現地、山梨県庁防災新館403会議室

委 員：（敬称略50音順）

出席

山梨大学大学院教授	大山 勲
色彩計画家	加藤 幸枝
山梨大学地域未来創造センター長	北村 眞一（委員長）
東京工業大学大学院准教授	真田 純子
甲州市宮光園施設長	三森 哲也

事務局

県土整備部技監	望月 一良
県土整備部県土整備総務課景観づくり推進室長	山本 修
同室長補佐	渡辺 一秀
同室長補佐	深澤 修一
同副主幹	新藤 祐一
同主任	志村 佳祐
同技師	中村 隆之
同技師	金山 雄一郎
同技師	広瀬 尚樹

次第：

- 1．広告景観賞の現地視察
- 2．開会
- 3．あいさつ
- 4．議事
 - （1）美しい県土づくり大賞の選考について
 - （2）今後の予定
 - （3）その他

議事要旨

- （1）美しい県土づくり大賞の選考について

現地視察ができなかった広告景観賞の応募作品について、資料1-1、資料1-2、資料1-3と事前に撮影したビデオを用い事務局が説明。

委員：

広告-9は建物が二つあるということか。この二軒が審査対象ということか。

事務局：

今回、向かって右側の食堂部分と左側の宿泊部分について審査対象としている。右側の建物については外壁 10YR4/1 にしたことやサインにピクトグラムを使用した修景を行った。左側の建物については、入口の看板部について修景を行った。これまでは内照式の青い看板だったが、切り文字の看板に修景している。世界文化遺産景観形成支援事業の対象外ではあるが、右側の建物にウッドデッキを設置しており、これまで以上に精進湖を眺望することもできるようになった。

委員：

広告-10は右側がバス停か。それとも車を停めて、看板を見るという場所なのか。

事務局：

写真 については、芦安の集落の入口にあり、道路の拡幅工事の残地みたいなところに看板が建っており、ちょうど車を1、2台路肩に停めても交通の妨げにならず、看板を見る事が可能になっている。

写真 については、分かれ道のところにある。バス停もあるが、こちらも路肩を広くしてあるため、車を停めて看板を見ることができる。

委員：

バス停は前からあったのか。

事務局：

前からあった。

事務局：

推薦文からだと、もともと各所それぞれのデザインで設置されていた民間の看板を、地区の勉強会などを重ねて最終的に集約した。そのため、看板の中には民間の旅館の名前なども入っている。住民の合意形成ができたうえで今回の看板が新設できた。

委員：

もともとの看板はこの辺にあったのか。

事務局：

地域のいろいろな場所に設置してあった看板をここに集約したということになる。

委員：

今回の集約では、地域の看板すべてが無くなったのか。それとも一部の人が協力して一部が無くなったのか。

事務局：

市役所への聞き取りでは、事業者のほとんどの方が協力してくれたと聞いている。ただし、全てかということについては最終的な確認は取れてない。(その後、全ての事業者の協力が得られたことが確認された)

委員：

基本的なことを確認しておきたい。審査の基準については「調和」ということが重要になってくるということだが、この場合は看板だけを判断するのか、周囲と調和している状況についても審査の基準とするのか。

正直に言うと、周囲の環境や建物が良いとシンプルな看板でも生きてくる。やっぱりどうしても全体のイメージとして捉えてしまうので。

委員：

まわりは殆ど気にしない。

委員：

判断するのは対象の看板と同じ敷地にあるお店などの建築物ということで良いか。

委員：

良い。

委員：

広告-2の入口部分の草は何か。

事務局：

店主に確認したところ、一部を除き、雑草をそのまま生やしているとのことである。わざと自然の状態をさせているようだ。奥の方には雑草でないものも生えている。

委員：

看板は葺の扉が開いていると見えるということか。

事務局：

そのとおりである。

委員：

広告-3の看板は、どれが審査対象なのか。

事務局：

自転車がかかっている奥にある黒板が1つ、歩道の街路樹に立てかけている看板なども審査対象であるが、これは山梨県屋外広告物条例違反となる。是正指導をしたが、応じてもらえていない。

委員：

のぼり旗は自治体で出しているものか。これがその日だけ、掲出されているのであれば良いのだが。

事務局：

こののぼり旗は、この地域の住民有志でつくる集まりが設置した旗だと思われる。また、後援として自治体や商工会が関係しているものと思われる。

山梨県屋外広告物条例違反の看板は、看板を設置してはいけない禁止物件である歩道の樹木に掲げてある。

委員：

資料では、広告-1ののぼり旗も気になる。今日はなかったが、撤去したのか。

事務局：

資料の写真に写っているのぼり旗の掲示は今日はなかったが、特に撤去を指導したわけではない。看板の面積10㎡を超えない範囲ではのぼり旗の設置は屋外広告物条例では問題ない。

委員：

なるほど。

委員：

世界文化遺産景観形成支援事業の補助を受けて修景しているのは、広告-5、広告-6、広告-9でよいか。

事務局：

そのとおり。

委員：

それぞれの補助額はどれくらいなのか。

事務局：

山梨県と市町村でそれぞれ補助対象額の40%を補助しており、残りの20%を住民が負担している。

総事業費と山梨県の補助額は広告-5が約280万円で約110万円、広告-6が約280万円で約110万円、広告-9が約360万円で約140万円となっている。

委員：

この事業はどこの市町村でも対象となるのか。

事務局：

富士北麓地域が対象となっている。理由は世界文化遺産である富士山の適切な保存管理を目的としているからである。事業の開始時期は平成26年度であり、富士吉田市、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町の5市町村で事業を実施している。

委員：

この事業を実施するための基準があるのか。

事務局：

屋外広告物でいえば、山梨県屋外広告物条例に基づき適切に掲出されている広告物でないと対象とはならない。山梨県屋外広告物条例の基準に基づいた修景は当然なので、市町村の景観計画に基づいたものや県で出している屋外広告物ガイドラインに基づいた修景、すなわち、現状よりも1ステップ上を目指した修景をしてもらっている。

委員：

事前に写真を拝見した段階では、賞を出しても良いと思えたのは、広告-1、広告-3、広告-10番。あと現地をご覧になった皆さんがどう感じたか。

世界文化遺産景観形成支援事業により修景したものと、そうでないものと同じ土俵に乗せて評価するのは難しい。

委員：

広告-5についてはそこまで大きな変更は無いと見受けられたが、総事業費が280万円というのが高い気がする。どういった理由があるのか？

事務局：

建植看板の修景で、看板上部に瓦屋根のデザインをしていることや、内照式の物へ変更していること、既存の看板を撤去して新しく基礎からやり直していることなどが、費用が

高い理由と思われる。

委員：

大きな建植看板の撤去には費用がかかりそうだ。内照式の看板に変えている看板については、修景前の看板の方がデザインが良く見える。

委員：

世界文化遺産景観形成支援事業については金額が高いので、別枠で考えるか一律奨励賞とするのが良いのではないかと？

委員：

同感である。一緒にするのは難しい。

委員：

広告-9 についてはできあがった物のレベルがあまり高くないように見受けられるので奨励賞も無くて良いのではないかと。前より良くなっているのは分かるが、施工業者のレベルが低いのではないかと？

事務局：

擁護するわけでは無いが、現状の説明をさせていただくと、広告-9 については周辺の事業者一体として自然に溶け込むような修景を進めている所であり、個別で見るとおっしゃる通りレベルが低いと感じられてしまうが、事業者の出せる金額も限られた中で、地区一体で景観に配慮する取組みが波及している事例である。

委員：

地域のやる気を起こさせたという観点で見れば奨励賞でも良いのではないかと。やる気を引き上げるためにも賞を出すという考え方もある。

委員：

賞についてはコメント付きで出すのか。

事務局：

それぞれコメントを付けて県のホームページで公開する。また、美しい県土づくり推進大会でもパネル展示する予定である。

委員：

昨年の奨励賞のコメントを参考に確認したい。

事務局：

参考に昨年度の奨励賞の講評については次のとおり。

「景観形成支援事業を用いていち早く積極的に修景に取り組んだ姿勢は高く評価出来る。地域では勉強会や自主ルール作り等が開催されており、少しずつではあるが、修景効果が現れてきている。今回の受賞が周辺の店舗にも波及し、湖、富士山の景観をゆっくり堪能できる場所として、ますます良好な整備が広がって行くことに期待する。」

委員：

それでは、広告-9 についても活動の姿勢を評価し、奨励賞とする方向とする。デザインの工夫についてもコメントで触れることとする。

その他に奨励賞として好ましくない広告はないか。

委員：

広告-10 については確かにデザイン的には良いものとは言えない。誰をターゲットとしているのか。車に乗っている人には絶対見えない。この看板については、デザインという評価ではなく、沢山あった看板を1つに集約したことを評価の対象とすることが望ましい。

委員：

何枚くらいの看板があったのか。

事務局：

今回の集合看板に掲載されているものが全て個別に設置されていた。一つの事業者で複数掲示していた看板もある。それらを一つに集約することで元の看板を撤去した。

委員：

このような活動は是非推進していきたいと思う。除去する活動というのはなかなか出来ない活動である。景観活動賞に匹敵する内容であると思う。撤去前と撤去後の写真を見て評価したい。

委員：

広告-3 については街路樹に看板が設置してある。撤去の指導をしたが再度掲出されていたということで、奨励賞から除外とする。

広告-1 はどうか。

委員：

植栽等綺麗にされており良いと感じるが、看板のデザインが残念である。

委員：

のぼり旗は条例上問題ないようだ。全ての看板の総面積で基準内となっているようだ。

事務局：

道路拡幅により、店舗を新設したものである。

委員：

この道路事業による地域のまちづくり勉強会などを開催しているようだ。

事務局：

そのとおりであり、施主はそのまちづくり勉強会に参加して、景観の大切さを知り、店舗の新築にそのことを反映させ、広告物も景観に配慮したとのこと。

委員：

今後、道路整備が進めば、この店舗のように勉強会を経て、新築や改築が進むことが考えられるのか。駅の南側は落ち着いた感じで整備されることを期待したい。

事務局：

この勉強会に参加された方は、景観の大切さや街並みのことについて理解されていると思われるので、美しい沿道景観が生まれることを期待している。

委員：

大賞はどこがよろしいか。

委員：

広告-4 がよい。

他委員：

大賞でよい。

委員：

広告-4 は色が気になる。写真では壁面の黒系が気になる。

委員：

現地で見ただけ限り、周りのぶどう畑との違和感はなく、圧迫感もなかった。沿道にある施設ではなく、道路から少し入ったところに位置しているので色はあまり気にならなかった。

委員：

色は気にならなかった。

委員：

了解した。

委員：

他に大賞はないか。

委員：

広告-8が良い。

委員：

私も良いと思う。

委員：

壁の反対側は看板があるのか。

事務局：

看板は片側のみ。

委員：

大賞で良いと思う。

委員：

他に大賞はないか。

広告-2はどうか。

委員：

店舗前の植栽なのか雑草なのが良くない。

委員：

道路から奥まったところに位置しているということから、地域景観の向上という意味では、大賞には相応しくない。

委員：

案内看板が商店街のアーチの柱に設置してあるが、法令上の手続を確認したうえで受賞とするか否か判断することとする。

委員：

広告-6 はどうか。

委員：

すごいと思う。

委員：

広告-5、6、9、10 は奨励賞だと思う。広告-2 は調査して判断。

大賞は広告-4、8 で良いと思う。

委員：

では、広告景観賞は広告-4、8。

奨励賞は広告-1、5、6、7、9、10。

広告-2 は案内看板が法令上問題無いことを確認したうえで奨励賞とするということとしたい。

(その後、広告-2 の案内看板は法令上問題ないことが確認された)

他委員：

了解。

引き続き、景観活動賞の応募団体について、資料 1-4、資料 1-5 にて事務局が説明。

事務局より景観活動賞説明

委員：

活動-3 は公的機関から補助金なしということだが、さきほどの映像 (PRムービー) はだれが作成したものか。

事務局：

ムービーの中に出てきた大名行列の衣装等を国からの補助金で購入してPRしていることの報道はあったが、このムービー自体に補助金が投入されているかは、確認が取れていない。応募用紙からは補助金無しとして報告を受けている。(その後、補助金は受けていないことが確認された)

委員：

活動-1 と活動-2 は大賞でいいかと思う。活動-1 は高校の部活というレベルですが、継続している。このような例をだすとかなり他の例もでてくるのでは。一生懸命やっている。活動-2 は、もう活動が 10 年たち最近成果も出てきており、かなり活性化している。T 大学

の研究室が係わっているのか。

委員：

気になっているのが、地域の人がどのくらいやっているのか。歴史を調べたりするのは、T大学がやっているのではないのか。

委員：

そういう面もあるが、この前、実際に地元の人と話しをした感じでは、住民が主体的にがんばって盛り上がっていると見受けられた。

委員：

受賞により主体的になるのかな。

委員：

対外的には、活動も10年やっているので問題ないのかなと思う。最初の写真のタテミチは行政が実施したもののか。

事務局：

そのとおり。

委員：

活動-2の団体が提案したのは最後の写真か。

事務局：

そのとおり。

委員：

最初の写真のタテミチのイラストはT大学が作成したものなので、活動-2の団体とは関係のないもの。

活動-3は清掃活動という点で業者と連携し、15年も続いていることは、評価が出来るが、景観活動賞というレベルでいうと、新しい活動団体が出来たことなので、まだ1年という中で、今後の期待を込めて総合的な景観活動をがんばってということでは奨励賞かと思う。

委員：

活動年数の長い方の団体であれば、良いかと思うけども、活動がこれからのものもセットであればちょっと大賞は厳しい。

委員：

清掃だけを評価するのであれば良いと思いますが、清掃活動だけっていうものはいままで例はないと思う。

委員：

清掃だけでなく、花を植えたり、一緒になってやっていることはあった。

委員：

活動-1 の大賞はちょっと難しいかなと思う。先生ががんばっていることも存じ上げており、意義があると思うが、奥行きがちょっとつらい。アウトプットもたくさんあるけれども、一貫性がなく、外の人に伝わりづらい。部活動の域を超えていない。活動-2 は大賞でいいと思う。また、他の2つは奨励賞でよいかと思う。

委員：

活動-1 については、いろいろとやっているし、高校生だからという点もあるが、資料をみるとアンケートをとったらコンビニがないからコンビニつくってくれとか、もうちょっと先生ががんばって、コンビニが出来ることによって地元の経済がどうなるとか、考えるべき。

委員：

コンビニがどうしてもできないのかという点について考えてほしいところ。

委員：

活動-1 は高校生の限界があると思う。取組みは一生懸命やっているのも良いと思うが、限界は見て感じる。大学生レベルになるともう少し切り込んでいけるのかと思う。

委員：

先生が一言いえば、高校生でももう少し深くいけると思います。

委員：

先生の指導に限界があるということであれば、積極的に参加してもらって体験して高校生に考えてもらうことに特化した方がよいと思う。先生の負担も大きく一人でがんばっているで、部活動なら部活動らしいプログラムにするとか、高校生も入れ替わっていくので継続性とかも高校で考えていった方がいい気がする。

委員：

活動-2 について、たくさん取組みをしているが、気になるのは行政主導型の部分を感じられること。やがて民主導で動いていくような形になればいいと思う。取組みはかなり多く、地元も盛り上がり、一生懸命やっているということなので評価できると思う。大賞で

良いと思う。

委員：

T大学のこれからの関わり方による活動の変化が気になる。10年も続いていて、大賞になればこれから地元の人にシフトしていくきっかけになるのではないか。

委員：

大賞のコメントにそういう期待を言えばいい。

委員：

活動の持続性をどう図るかが重要だ。

委員：

活動-2は大賞でいいのではという、意見が出ている。活動-1はどうでしょうか。

委員：

奨励賞が妥当。高校生ががんばっていることをかなり評価していますが、地元の人との関わりがどのくらいかがちょっと弱い。

委員：

ガイドマップ発行とあるが、どこで配っている物なのか。

委員：

市役所とかで配っている。

委員：

それを作った過程で、地域の人とどのくらい関わったものなのか。

委員：

それでは、活動-1は奨励賞でよいか。もう少し掘り下げてしてもらった方が良い。

委員：

色彩のこともやっていたり地域の特産品のPRもしたりしているけれども、どうしてコンビニを作って下さいになるのか。コンビニしか知らず、地域のおばちゃんやっている何でも屋さんみたいのがないからか。

委員：

他の高校でも、同様の活動の関わったことがあるが、最初は都会的な案がたくさん出て

くる。それをワンラウンドしてから、もう一度考えてみる必要がある。

委員：

活動内容には、いろいろと取材した結果が書いてあり、読み物としてはおもしろいが、これを観光客が手に取って見てもらうという、外向けが考えられていない。そういう視点が高校生にはない。惜しいところ。

委員：

これがどういう効果が得られるのかまでの考察が欠けている。

委員：

無理にアウトプットにこだわらず、体験だけをおこない、あとで考えてもらえばいいかな。

委員：

大学生とかのまちづくりの活動でもあるが、アウトプットを気にするあまり、すぐ提案してしまう。あまり知識も無いうちに地元の前で発表したらしらけてしまうことがよくある。無理にアウトプットを追わない方がいいのではないか。

委員：

まとめますと、活動-2が大賞。活動-1、3は奨励賞ということでよいか。

他委員：

了承。

以上

今後の予定を事務局で説明し閉会。